

第十三回
参議院内閣委員会會議録第十九号

昭和二十七年四月二十八日(月曜日)午後二時十一分開会

委員の異動

四月二十五日委員小串清一君辭任につき、その補欠として玉柳實君を議長において指名した。

本日委員西園寺公一君辭任につき、その補欠として松原一彦君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

理事

山田 佐一君
鈴木 直人君
山花 秀雄君

委員

玉柳 實君
竹下 豐次君
成瀬 福治君
上條 愛一君
松原 一彦君

政府委員

統計委員長 大内 兵衛君
文部大臣官房総務課長 相良 惟一君

事務局側

常任委員 杉田正三郎君
常任委員 藤田 友作君
常任委員 友作君

○統計報告調整法案(内閣提出・衆議院送付)
本日の會議に付した事件

○理事(鈴木直人君) これより内閣委

員会を開会いたします。

本日提案されている事項は統計報告調整法案に対するところの政府側の提案理由の説明をお聞きすることになっているわけですが、本日は政府側から統計委員会の委員長の大内兵衛先生が来ておられますから、大内政府委員から提案理由の説明をお聞きいたしますことにいたします。

○政府委員(大内兵衛君) 私が只今御紹介を頂きました大内兵衛でございます。本日副議長がごの席に参つて統計報告調整法案の説明をいたすべきであります。只今少し多忙のために私が代つて説明をいたします。

つきまして、事前に各省がそれを要求する前に適切に調整を行なつて、そうして国民に成るべく手数をかけないようにして、それによつて又行政の能率を向上させたいというのが今回この法律案を提出する理由であります。それでこの法律案の目的を達するためには、統計報告の徴集という、それを各省間の、或いはほかとの統計、いろいろの統計との関係を調整するため、この法案では統計委員会が特定の報告について、各省は統計委員会にその承認を求め、そうして統計委員会にその承認の任に当るといふようにしてあるわけであり、併し各種の機関の特殊事情がいろいろありますから、この統計委員会の調整につきましても、いろいろ例外例を設けるというふうな点に注意しておりますので、それらの点を二、三申上げます。つまりこの法律を施行するために各省、特に各行政機関の権限が不当に侵害されるのではないかと、これを恐れる点もあつて、その各省の或いは各行政機関が、そういう活動をすることの妨げないよう、法律中にはいろいろ規定を設けてあります。それで統計委員会のほうからは、行政の内容には立入らないで、専ら統計技術上の見地から調整に当る、それに対しては各省の或いは各行政機関においてそれを不当と認めるときは異議申立てできるようにする、そういうふうなことを考えております。それから各種の行政機関と統計委員会との関係を密接にする必要があり、調

から、各省に報告調整官というものを設けて、その人を通じて統計委員会が調整の実務をやるということに措置してあります。そこでこの法律の施行には過渡的ないろいろの混乱が生じます危険がありますので、経過規定といつしましては、現在やつて法律、法令に根拠を置いてやつて報告書はそのままにしておきまして、三年間は有効であるというふうな原則を立てております。そしてそれは事実上統計委員会の承認を経たものと同一ものとみなすというふうな書いてあります。

以上が本法律案の提案の理由、それから内容の大体であります。どうか慎重に御審議下さいまして、速かに御賛同下さるようお願いいたします。

〔速記中止〕

○理事(鈴木直人君) 速記を始め、大内政府委員から更に補足的な御説明があるようですから、一つ御説明を伺います。

○政府委員(大内兵衛君) 只今提案の理由を説明いたしました。それを二、三補足いたします。

御承知の通り、日本は戦争中統制経済の段階に入りまして、ひどくいろいろなものを統制いたしました。これは戦争の必要上仕方を得なかつたことと思つて、それから戦後は、御承知の通り進駐軍が参りまして、これは又アメリカと申しますのは、日本に比較いたしまして、特に統計を重んじ、調

査を重んじ、それを重んずることによつて、とにかく非常な大きな戦力を強く実現することができたという国であります。日本に対して政治上の意見を述べ、政策を要望する上におきまして、非常にたくさんその統計と報告とを要求したわけであり、この二つの理由によりまして、前のほうは戦争中、この日本ではそういうことの必要と申しまして、民間の要求、民間がどのくらいのもので負担になるかとか、或いはどんな迷惑がかかるかというふうなことは何らの注意をせずして、どん／＼と民間にいろいろな報告書を出せというのを各省競つてやつたわけですから、そういうのが一つの習慣になりました。日本の実業界、日本の事業家、そういう人々は何も政府からそういうことを命ぜられても、決してそれに答える必要がないのであります。が、併しながら答えないといふとほかの面で非常に迷惑……、ひどい目に会ふというのを恐れる習慣がだん／＼できておりましたので、それが非常に困つた問題になつておりました。そこへ持つて来て非常に不完全な統計及び報告しか持たないのに、非常に高度なものを要求されたために政府もますます又弊害がひどくなつて参りました。日本の統計は戦後六、七年間に非常な進歩をいたしました。とにかく世界的な水準に近寄りつつあるわけであり、併しながらそれは統計の技術がよくつたのだと、統計に力を注いだ

員の恩給は、それ以後に退職した公務員の恩給にくらべ、大きな差があるが、経済的諸条件を同じくしている時代に、單なる退職時期によつてこのような差異を設けることは極めて不合理であるから、すみやかに合理的な正の方法を講ぜられたいとの請願。

第一七〇二号 昭和二十七年四月十四日受理

恩給不均衡は正に關する請願

請願者 山口市上金古層三八

河村四郎外百五十七名

紹介議員 中川以良君

この請願の趣旨は、第一六八四号と同じである。

第一七一四号 昭和二十七年四月十五日受理

恩給不均衡は正に關する請願

請願者 長崎市片淵町一 春日

重泰外二百四十九十六名

紹介議員 藤野繁雄君 秋山俊一

郎君

昭和二十三年六月三十日以前に退職した公務員と七月一日以降に退職した公務員とにおいて、何等條件が異なるところがないのに、現行恩給法による恩給受給額が四十パーセントから違ふという不均衡があるのは不合理であるから、すみやかにこの不均衡を是正せられたいとの請願。

第一七二六号 昭和二十七年四月十五日受理

恩給不均衡は正に關する請願

請願者 兵庫伊丹市伊丹一一

九 隣道園外百五十名

紹介議員

昭和二十七年四月十四日受理

元軍人老齢者の恩給復活に關する請願

請願者 東京都豊島区椎名町六

紹介議員

昭和二十七年四月十四日受理

元軍人老齢者の恩給復活に關する請願

請願者 東京都豊島区椎名町六

紹介議員 山縣勝見君
この請願の趣旨は、第一七一四号と同じである。

第一七五八号 昭和二十七年四月十六日受理

恩給不均衡は正に關する請願

請願者 兵庫東播磨郡保保川町

原六四八 平田貞外五

百九十名

紹介議員 岩木哲夫君

この請願の趣旨は、第一七一四号と同じである。

第一七六五号 昭和二十七年四月十六日受理

恩給不均衡は正に關する請願

請願者 静岡岡部小笠郡西郷村上

西郷四、五四二 中山

吉平外二百九十五名

紹介議員 杉山昌作君

この請願の趣旨は、第一七一四号と同じである。

第一八二五号 昭和二十七年四月十八日受理

恩給不均衡は正に關する請願

請願者 三重桑名郡長島村大

字高座 伊藤幸太郎外

七十名

紹介議員 九鬼紋十郎君

この請願の趣旨は、第一七一四号と同じである。

第一八八五号 昭和二十七年四月十四日受理

元軍人老齢者の恩給復活に關する請願

請願者 東京都豊島区椎名町六

紹介議員

昭和二十七年四月十四日受理

元軍人老齢者の恩給復活に關する請願

請願者 東京都豊島区椎名町六

ノ四、一四四 山下定

紹介議員 下條恭兵君 大野幸一

老齢者である元軍人は、終戦後恩給を停止されたので、老骨を励まし六箇年余あらゆる苦痛に堪え今日まで生活を

してきたのであるが、老齢で余命もい

くばくもなく、労働はもた論できない

事情であるから、一日も早くこれら

元軍人老齢者の恩給を復活せられたい

との請願。

第一六八六号 昭和二十七年四月十四日受理

元軍人老齢者の恩給復活に關する請願

請願者 千葉県夷隅郡瑞沢村佐

貫四、〇七四 横井為

男

紹介議員 大野幸一君 下條恭兵

この請願の趣旨は、第一六八五号と同じである。

第一八二八号 昭和二十七年四月十八日受理

元軍人老齢者の恩給復活に關する請願

請願者 京都府與謝郡與謝村瀧

一、四一三 湯川夏生

外二十三名

紹介議員 大野木秀次郎君

この請願の趣旨は、第一七三〇号と同じである。

第一六八七号 昭和二十七年四月十四日受理

元軍人老齢者の恩給復活に關する請願

請願者 東京都世田谷区宇奈根

町七九一 石丸志都郎

紹介議員

昭和二十七年四月十四日受理

元軍人老齢者の恩給復活に關する請願

請願者 東京都世田谷区宇奈根

願(三通)

請願者 大分県大分市中島五條

一ノ五ノ四 安部朗外

一万八千八百七十七名

紹介議員 松原一彦君 一松定吉

元軍人老齢者の恩給は、昭和二十一年勅令第六十八号をもつて停止されて

いるが、大正十二年法律第四十八号恩

給法に基き適法に取得したものである

から、講和條約発効とともに元軍人老

公務員に対する恩給を適正なる率に換

算支給せられるとともに、元軍人老

公務員ですでに恩給権発生の事実ある

も、未裁定者の審議においては既成事

実に基き權利を確認せられすみやかに

恩給を支給せられたいとの請願。

第一六八八号 昭和二十七年四月十四日受理

元軍人老齢者の恩給復活に關する請願

請願者 東京都世田谷区弦巻町

一ノ一三六 安藤三郎

外三十二名

紹介議員 下條恭兵君 大野幸一

講和條約発効に伴う日本国の自主權回復を機に、恩給法の特令に關する件(昭和二十一年勅令第六十八号)を廃止し、

同令によつて恩給を停止または制限さ

れた軍人の遺族、傷い軍人および老

軍人に対する恩給を復活せられたい

との請願。

第一七〇一号 昭和二十七年四月十四日受理

元軍人老齢者の恩給復活に關する請願

請願者 東京都世田谷区宇奈根

町七九一 石丸志都郎

紹介議員

昭和二十七年四月十四日受理

元軍人老齢者の恩給復活に關する請願

請願者 東京都世田谷区宇奈根

外十二名

紹介議員 大隈信幸君
この請願の趣旨は、第一六八八号と同じである。

第一七一十一号 昭和二十七年四月十五日受理

元軍人老齢者の恩給復活に關する請願

請願者 千葉県千葉郡津田沼町

谷津一、八九一 原田

二郎外十九名

紹介議員 小野哲君 山崎恒君

講和條約発効に伴う日本国の自主權回復を機に、恩給法の特令に關する件(昭和二十一年勅令第六十八号)を廃止し、

同令によつて恩給を停止又は制限され

た軍人の遺族、傷い軍人および老

軍人に対する恩給を復活せられたい

との請願。

第一七五七号 昭和二十七年四月十六日受理

元軍人老齢者の恩給復活に關する請願

請願者 栃木県河内郡城山村大

字荒針三、四一四 麦

倉俊三郎外四名

紹介議員 三好始君

講和條約発効に伴う日本国の自主權回復を機に、恩給法の特令に關する件(昭和二十一年勅令第六十八号)を廃止し、

同令によつて恩給を停止または制限さ

れた軍人の遺族、傷い軍人および老

軍人に対する恩給を復活せられたい

との請願。

第一七九八号 昭和二十七年四月十七日受理

元軍人老齢者の恩給復活に關する請願

請願者 千葉県市川町一四九

紹介議員

昭和二十七年四月十七日受理

元軍人老齢者の恩給復活に關する請願

請願者 千葉県市川町一四九

紹介議員 吉原盛武外六名
この請願の趣旨は、第一六八号と同じである。

第一八〇三号 昭和二十七年四月十七日受理
軍人遺家族等の恩給復活に関する請願
請願者 千葉県船橋市宮本町二ノ七三三 市瀬源助外六名

紹介議員 矢嶋三義君
この請願の趣旨は、第一七一〇号と同じである。

第一八一一号 昭和二十七年四月十七日受理
軍人遺家族等の恩給復活に関する請願
請願者 宮城県仙台市北六番町三八 上泉貞吉外三百九十名

紹介議員 愛知揆一君 高橋進太郎君
この請願の趣旨は、第一七一〇号と同じである。

第一八一九号 昭和二十七年四月十七日受理
軍人遺家族等の恩給復活に関する請願
請願者 佐賀県小城郡三日月村 山田重市外三千七百七名

紹介議員 大隈信幸君
この請願の趣旨は、第一七一〇号と同じである。

第一八二七号 昭和二十七年四月十八日受理

軍人遺家族等の恩給復活に関する請願
(二通)
請願者 福井市松本下町三五小川政二外二十四名

紹介議員 安井謙君
この請願の趣旨は、第一七五七号と同じである。

第一七一〇号 昭和二十七年四月十四日受理
元軍人恩給復活に関する請願
請願者 東京都世田谷区代田二ノ六七八 梅村篤郎外三十八名

紹介議員 深川タマエ君

元軍人は恩給を停止されて、以来六箇年間民主主義を旨として、その政策に服従してきたのであるが、年月の経過とともに生活の実現は窮乏の深刻さを加え、いかんともし難い実情にあるから、国家独立自主権の回復を機に元軍人の恩給を復活せられたいとの請願。

第一七二七号 昭和二十七年四月十五日受理
元軍人恩給復活に関する請願
請願者 福岡県三潁郡西牟田村 六、四二一 今村貞治

紹介議員 中川以良君
この請願の趣旨は、第一七一〇号と同じである。

第一七二八号 昭和二十七年四月十五日受理
元軍人恩給復活に関する請願
請願者 東京都練馬区豊玉北四ノ四 吉田きん
紹介議員 中川以良君

この請願の趣旨は、第一七一〇号と同じである。

第一七二九号 昭和二十七年四月十五日受理
元軍人恩給復活に関する請願(三通)
請願者 東京都品川区小山七ノ四九二 筒井こまつ外三名

紹介議員 重宗雄三君
この請願の趣旨は、第一七一〇号と同じである。

第一七三二号 昭和二十七年四月十五日受理
元軍人恩給復活に関する請願
請願者 栃木県下都賀郡間々田町栗宮二、五〇七 富岡東四郎外九名

紹介議員 大島定吉君
この請願の趣旨は、第一七一〇号と同じである。

第一七五二号 昭和二十七年四月十五日受理
元軍人恩給復活に関する請願
請願者 東京都杉並区松ノ木町一、二〇六 藤沢一孝

紹介議員 山崎恒君
この請願の趣旨は、第一七一〇号と同じである。

第一七五四号 昭和二十七年四月十六日受理
元軍人恩給復活に関する請願
請願者 東京都新宿区南山伏町五 郷静

紹介議員 中川以良君
この請願の趣旨は、第一七一〇号と同じである。

第一七六〇号 昭和二十七年四月十六日受理
元軍人恩給復活に関する請願
請願者 東京都大田区馬込町西三ノ二、六七一 長谷庄作外十一名

紹介議員 山崎恒君
この請願の趣旨は、第一七一〇号と同じである。

第一七六六号 昭和二十七年四月十六日受理
元軍人恩給復活に関する請願
請願者 東京都新宿区三光町一原鼎外十名

紹介議員 川村松助君
この請願の趣旨は、第一七一〇号と同じである。

第一七九三号 昭和二十七年四月十七日受理
元軍人恩給復活に関する請願(二通)
請願者 神奈川県藤沢市鶴沼堀川五、五八五 築紫浪子外一名

紹介議員 中川以良君
この請願の趣旨は、第一七一〇号と同じである。

第一八〇二号 昭和二十七年四月十七日受理
元軍人恩給復活に関する請願
請願者 愛知県海部郡蟹江町大字蟹江本町字西五七ノ一 蟹江冬蔵外四名

紹介議員 矢嶋三義君
この請願の趣旨は、第一七一〇号と同じである。

第一八〇九号 昭和二十七年四月十七日受理
元軍人恩給復活に関する請願
請願者 東京都世田谷区喜多見町二、三三三 北村基武外六十名

紹介議員 常岡一郎君
この請願の趣旨は、第一七一〇号と同じである。

第一七二三号 昭和二十七年四月十五日受理
中小企業存置に関する請願
請願者 石川県金沢市上近江町一五 金沢水産信用組合

紹介議員 中川幸平君
政府は、行政機構改革に伴い、中小企業を廃止し、これを内局に変更する方針を樹て、すでに閣議決定を見た由であるが、大企業と中小企業を同一行政で取扱うことは本質的に無理があり、双方の対立を生ずる虞がある。また中小企業は複雑多岐にわたる業態であるから、その育成助長には専門的な調査研究が必要であるから、わが国経済の中核体である中小企業の振興発展のため、中小企業を現在通り存置せられたいとの請願。

第一七二四号 昭和二十七年四月十五日受理
中小企業存置に関する請願
請願者 愛知県西春日井郡新川町大字土器野新田三七

○西春日井信用組合専務理事 水野美作

紹介議員 重宗雄三君

この請願の趣旨は、第一七二三号と同じである。

第一七二五号

昭和二十七年四月十五日受理

中小企業庁存置に関する請願

請願者 東京都千代田区丸ノ内三ノ一東京都庁内東京都職員信用組合専務理事 米溪辰四郎

紹介議員 木村輔八郎君

この請願の趣旨は、第一七二三号と同じである。

第一七七〇号

昭和二十七年四月十六日受理

中小企業庁存置に関する請願

請願者 佐賀市松原町七三佐賀県中小企業連盟会内 小柳儀六

紹介議員 杉原荒太君

この請願の趣旨は、第一七二三号と同じである。

第一八〇六号

昭和二十七年四月十七日受理

中小企業庁存置に関する請願

請願者 愛媛県宇摩郡三島町伊予三島商工会議所会頭 井川伊勢吉

紹介議員 三橋八次郎君

この請願の趣旨は、第一七二三号と同じである。

第一八一二号

昭和二十七年四月

十七日受理

中小企業庁存置に関する請願

請願者 山口県小野田市南中川町小野田信用組合長 奥正人

紹介議員 中川以良君

この請願の趣旨は、第一七二三号と同じである。

第一八一三三号

昭和二十七年四月十七日受理

中小企業庁存置に関する請願

請願者 岐阜県掛妻郡豊木村大字大野二〇一ノ大野信用組合理事組合長 河野賢一

紹介議員 古池信三君

この請願の趣旨は、第一七二三号と同じである。

第一八二九号

昭和二十七年四月十八日受理

中小企業庁存置に関する請願

請願者 広島県呉市吉浦本町二ノ三吉浦信用組合長 引地権一

紹介議員 岩沢忠恭君

この請願の趣旨は、第一七二三号と同じである。

第一八三〇号

昭和二十七年四月十八日受理

中小企業庁存置に関する請願

請願者 福島県石城郡湯本町湯本信用組合理事長 松本久吉

紹介議員 木村守江君

この請願の趣旨は、第一七二三号と同じである。

じである。

第一七三〇号

昭和二十七年四月十五日受理

元軍人老齢者等の恩給復活に関する請願

請願者 山口県萩市樽屋町 福田彦助外六十一名

紹介議員 中川以良君

老齢元軍人の恩給ならびに同遺族の扶助料の復活を図りたいとの請願。

第一七三二一〇号

昭和二十七年四月十五日受理

元軍人老齢者等の恩給復活に関する請願

請願者 東京都世田谷区北沢三ノ一、〇八七 渡辺良三外十七名

紹介議員 細末治君

この請願の趣旨は、第一七三〇号と同じである。

第一七五三三〇号

昭和二十七年四月十五日受理

元軍人老齢者等の恩給復活に関する請願

請願者 東京都杉並区松ノ木町一、二〇六 藤沢一幸外七名

紹介議員 山崎恒君

この請願の趣旨は、第一七三〇号と同じである。

第一七六一号

昭和二十七年四月十六日受理

軍人遺家族の恩給復活に関する請願

請願者 宮崎県仙台市北六番丁 二二一 黒沢みつ外十

九名

紹介議員 山崎恒君

国家の信義と遺族の名譽にかけて、講和條約の発効に伴う日本国の自主権回復を機に、恩給法の特例に関する件（昭和二十一年勅令第六十八号）を廃止し、同令によつて恩給を停止、または制限されている元軍人の遺族に対し、すみやかに恩給法による恩給を復活せられたいとの請願。

第一八一〇号

昭和二十七年四月十七日受理

軍人遺家族の恩給復活に関する請願

請願者 宮城県仙台市堤通一〇〇 西なを外百一名

紹介議員 愛知揆一君 高橋進太郎君

この請願の趣旨は、第一七六一号と同じである。

第一七六七号

昭和二十七年四月十六日受理

東北海運行政機構存置に関する請願

請願者 福島県議事事務局内 大竹作摩

紹介議員 石原幹市郎君

東北地方は、全国屈指の未開発天然資源地帯であり、加うるに広大な海域をもち、その豊富な水産資源は、地上資源の開発と相まって戦後わが国の産業経済発展に寄與しているところ極めて大なるものであるとき、海運行政もまたこの線にそつて一層の拡充強化が必要であるにもかかわらず、伝えられる行政機構改革による地方部局の整理は、東北海運行政の現状を無視する

措置であるから、現在の機構を存置せられたいとの請願。

第一七六八号

昭和二十七年四月十六日受理

東北海運行政機構存置に関する請願

請願者 山形県議会議長 加藤富之助

紹介議員 小杉繁安君

この請願の趣旨は、第一七六七号と同じである。

第一七六九号

昭和二十七年四月十六日受理

観光局設置に関する請願

請願者 岐阜県高山市神明町四ノ一五飛騨観光連盟会内 日下部礼一外一名

紹介議員 古池信三君

国際観光事業は、貿易外収入の点からみても、国際親善に寄與する点からも、最も平和的な文化事業であつて、昭和二十二年秋貿易の再開とともに、総司令部の許可以来逐年観光客も増加し、特に戦後地方自治体においても観光設置の傾向にあるから、今回政府の機構改革を機に、運輸省観光部を観光局に昇格せられたいとの請願。

第一七七二一〇号

昭和二十七年四月十六日受理

愛媛県新居浜市に警察予備隊分駐の請願

請願者 愛媛県新居浜市長 白石捷一外六名

紹介議員 加藤武徳君

愛媛県新居浜市は、瀬戸内海に面する四国唯一の工業都市であるが、工業都市特有の寄り合い世帯で多数の浮動人

口を擁している関係上、最近における各地の騒ぎより事件の激化を思うとき、特殊事情のもとにある当市としてまことに憂慮にたえないものがあるから、当市に警察予備隊を分駐せられたいとの請願。

第一八二二号 昭和二十七年四月十八日受理
人権擁護局存置に関する請願
請願者 三重県津市大字半田 田美市
一、一三七ノ一 速水

紹介議員 前田綱君
人権擁護の現制度は「ボツダム宣言」に由来し、民主化の基調として創設されたものであるが、検察、警察、裁判所、刑務所、税務所等において人権侵害事件の発生することが多く、その発生類型が団体および個人の活動のあらゆる分野にわたつてゐるので、これ等を適切に調査処理するには現在の人権擁護局の組織と機構は弱体であるから、今回の行政機構改革に当り人権擁護局の存続とその拡大強化につき善処せられたいとの請願。

第一八二六号 昭和二十七年四月十八日受理
元軍人等の恩給復活に関する請願
請願者 東京都杉並区松ノ木町 一、二〇六 藤沢一孝
外三十六名
紹介議員 安井謙君
平和條約の発効を機会に元軍人、およびその未亡人に対する恩給または、扶助料をただちに支給されるよう措置せられたいとの請願。

第一八三一号 昭和二十七年四月十八日受理
石川県金沢市に北陸通商産業局設置の請願
請願者 石川県知事 柴野和喜
夫外十一名
紹介議員 赤松常子君
今回決定をみた北陸通商産業局は、適正なる地理的條件を具備している金沢市に設置せられたいとの請願。

第九一九号 昭和二十七年四月十四日受理
石川県金沢市に北陸通商産業局設置の陳情
陳情者 石川県知事 柴野和喜
夫外十一名
石川、福井、富山の三県が、官民挙げてその設置を懇請していた北陸通商産業局の設置が、国際経済への復帰を控えて今回決定されたことは喜ばしいことであるが、経済的立地條件を同じくし、密接な連関を有する北陸三県をして、同局の恩恵を公平に浴させるために、地理的條件、中央官公署との連絡、北陸経済圏の特質等を充分に考慮の上、受入態勢の完備している金沢市に設定せられたいとの陳情。

第九二九号 昭和二十七年四月十五日受理
元軍人恩給復活に関する陳情（三十五通）
陳情者 愛媛県越智郡菊間町西山甲五六二 久喜田喜五郎外三十四名
元軍人は終戦時において恩給を停止され、以来来年月の経過とともに生活の現実は窮乏の深刻さが増え、いかんともし難い実情であるから、講和條約発効を機に元軍人恩給を復活せられたいとの陳情。

第九三〇号 昭和二十七年四月十五日受理
元軍人恩給復活に関する陳情
陳情者 埼玉県秩父市九九五ノ二 平野松三郎外三十名
この陳情の趣旨は、第九二九号と同じである。

第九三二号 昭和二十七年四月十五日受理
元軍人老齢者の恩給復活に関する陳情（二通）
陳情者 福岡県小倉市大字砂津二七二 松井幹愛外一名
この陳情の趣旨は、第九三〇号と同じである。

第九四七号 昭和二十七年四月十五日受理
運輸省海運局東北地方部局存置に関する陳情
陳情者 秋田県議會議長 澁谷倉藏

政府は、行政機構改革の一環として、運輸省海運局東北地方部局を整理することであるが、東北地方は、豊富な未開発資源を有し、これが開発は、わが国産業経済の発展に大きな関係があり、海運行政もこの線に副つて強力に推進する必要がある。しかも他地方に比し造船造船の面においても、船舶運航の面においても、同地方は特殊な行政指導を必要とする実情にあるから、運輸省海運局の東北地方部局を現在通り存置せられたいとの陳情。

第九五九号 昭和二十七年四月十七日受理
軍人遺家族等の恩給復活に関する陳情
陳情者 東京都世田谷区玉川尾山町一四四 淺輪敏雄
外二十五名
講和條約発効に伴う日本の自主権回復を機に、恩給法の特令に関する件（昭和二十一年勅令第六十八号）を廃止し、同令によつて恩給を停止又は制限された軍人の遺族、傷い軍人および老齢軍人に対する恩給を復活せられたいとの陳情。

第九三〇号 昭和二十七年四月十五日受理
元軍人恩給復活に関する陳情
陳情者 埼玉県秩父市九九五ノ二 平野松三郎外三十名
この陳情の趣旨は、第九二九号と同じである。

第九三二号 昭和二十七年四月十五日受理
元軍人老齢者の恩給復活に関する陳情（二通）
陳情者 福岡県小倉市大字砂津二七二 松井幹愛外一名
この陳情の趣旨は、第九三〇号と同じである。

第九四七号 昭和二十七年四月十五日受理
運輸省海運局東北地方部局存置に関する陳情
陳情者 秋田県議會議長 澁谷倉藏

第九五九号 昭和二十七年四月十七日受理
軍人遺家族等の恩給復活に関する陳情
陳情者 東京都世田谷区玉川尾山町一四四 淺輪敏雄
外二十五名
講和條約発効に伴う日本の自主権回復を機に、恩給法の特令に関する件（昭和二十一年勅令第六十八号）を廃止し、同令によつて恩給を停止又は制限された軍人の遺族、傷い軍人および老齢軍人に対する恩給を復活せられたいとの陳情。